

大阪府咲洲庁舎仕出し弁当販売営業に係る仕様書

1 使用許可物件

| 区画番号 | 使用許可場所／所在地 | 使用許可面積 | 数量 | 位置 |
|------|--|----------------------------------|----|----|
| A | 大阪府咲洲庁舎 6 階 大阪市住之江区南港北一丁目 14-1 6 | リフレッシュルーム内 4.8 m ² | 一式 | 別図 |

2 経費の負担

- (1) 募集要項 3 公募条件等(3)-②に定める光熱水費及びその他必要な経費のうち、光熱水費に係る負担内容は、次のとおりとします。

【電気使用料】

電気使用料については、共益費に含まれます。

【空調使用料】

空調使用料については、共益費に含まれます。

【水道使用料】

水道については、利用できません。

【ガス使用料】

ガスについては、利用できません。

- (2) 募集要項 3 公募条件等(3)-②に定める光熱水費及びその他必要な経費のうち、共益費に係る負担内容は、次のとおりとします。

【共益費】

共益費については、1 平方メートル当たり月額 1,800 円とし、使用許可面積に乗じて得た額とします。(消費税及び地方消費税額分は別途加算)

- (3) 衛生管理、維持管理にかかる費用負担

清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等(生ごみ、紙ごみ、プラごみ、段ボール、乾電池等を含む一切のごみ)、使用物件の維持管理に付随して通常必要とする業務は、営業事業者が自ら行うか、又は専門業者との間で直接委託等することとし、それに要する経費及びその他の仕出し弁当販売の営業に係る経費は営業事業者の負担とします。

3 営業等について (※開庁日、閉庁日については、6-③を参照願います。)

1 使用条件等

- (1) 仕出し弁当販売開始日

仕出し弁当販売は令和 8 年 4 月 1 日(水)より開始してください。

- (2) 営業時間

営業時間は、大阪府咲洲庁舎のリフレッシュルーム開館時間内(午前 8 時から午後 12 時まで)を考慮の上、営業事業者が定めることとします。ただし、他の仕出し弁当販売営業事業者と協議し、営業時間を統一してください。営業事業者は決定後速やかに営業時間を府に報告の上、承認を受けなければなりません。なお、営業時間を変更する場合も同様です。

- (3) 大阪府咲洲庁舎の出入口開閉時間等

- ・大阪府としての開庁時間は、平日の午前 9 時から午後 6 時です。
- ・大阪府咲洲庁舎の来庁者用出入口の開扉は午前 6 時、閉扉は午前 0 時です。
- ・夜間通用口の開扉は午前 6 時、閉扉は午前 0 時ですが、館外への退出は可能です。
なお、従業員には夜間通行用に通行カードを発行します。
- ・貸室への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、府の指示に従うものとします。

- (4) 名札の掲示

営業事業者は、庁舎内に出入する従業者に対し、営業事業者であることが明確にわかる名札を見やすい位置に着用させるものとします。

(5) 火元責任者の配置及び防火・防災管理者の設定

使用許可物件には、常勤の火元責任者を配置し、従業者を含めて防火管理を徹底するものとします。また、防火・防災管理者を設定してください。なお、本施設は大阪府の財産であり、火災その他事故等により、施設の全部または一部を滅失・損壊させた場合は、使用者の責任において原状に回復するものとし、その復旧に要する一切の費用を負担するものとします。さらに、当該火災その他事故等が許可区域外にも影響を及ぼし、他の設備や施設に損害が拡大した場合についても、運営事業者はその範囲を問わず復旧責任及び損害賠償責任を負うものとします。

これらの損害賠償責任に関する規定は次のとおりです。

【行政財産使用許可書】

第 15 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、許可物件を原状に回復したときはこの限りでない。

第 16 第 15 の場合のほか、使用者は、この許可内容に定める義務を履行しないため府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 庁舎敷地内禁煙について

庁舎敷地内は終日禁煙としていますので、従業者に徹底していただくとともに、使用許可物件内も全面禁煙とします。

(7) 弁当類の搬入・搬出について

販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ府の指示を受けた方法によることとします。

(8) 使用許可物件の現状について

使用許可物件については、日常の清掃を行っていますが、建物の経年年数に伴う壁面・床面等の傷み・汚れがあります。府は原則として、使用許可前、使用許可後に問わらず、これらの経年による傷み・汚れの修復は行いません。クリーニングや模様替えを行おうとするときは、営業事業者の負担により行ってください。

(9) 販売できる商品は仕出し弁当及び飲料（酒類を除く）に限ることとします。

(10) 使用許可物件を仕出し弁当販売以外の目的で使用することはできません。また、貸室内で食品を製造、加工したり調理を行うことは禁止します。

(11) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて営業事業者の負担で行うこととします。

(12) 販売する仕出し弁当には、必ず食品衛生法第 19 条第 2 項に基づく表示を貼付すること。

(13) 販売する仕出し弁当のガラについては、環境に配慮した分別回収を行い、適正に処理すること。

(14) 販売する仕出し弁当を購入者が温められる機器等を設置する場合は、決定した営業事業者で協議を行い、府に報告の上、承認を受けなければなりません。

(15) 営業事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案についてでは、すべて営業事業者の責任と負担において対処しなければなりません。

(16) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めません。

(17) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこととします。

(18) 非常時の対応

府域において大地震、大型台風、大規模事故・事件、その他社会的影響の大きな災害等が発生し、知事を本部長とする対策本部を設置した場合で、その対策上、貸室が必要と知事が判断したときは、仕出し弁当販売の営業を休止していただき、府が必要なスペースを使用できるものとします。

なお、この場合における使用料等の取り扱いについては、その都度、協議するものとします。

(19) 使用物件は、最善の注意をもって維持管理するものとします。

(20) 今後、6階の一部区画について新たに売店等を公募する可能性がありますので、その旨ご了承ください。

4 原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

5 参考データ

① 大阪府咲洲庁舎職員等人数（令和7年4月時点）

大 阪 府 職 員 数 約 2, 200人

その他民間テナント従業員数 約 1, 400人

※今後、大阪府の組織改編やテナント・店舗の入退去により、人数が変動する場合があります。

② 庁内他店舗等の状況

現在（令和7年10月1日時点）における大阪府咲洲庁舎内の飲食に関する店舗等は、次のとおりです。今後の店舗増減について、保証するものではありません。

| 建物名 | 階数 | 店舗の種類 |
|---------|-----|------------|
| 大阪府咲洲庁舎 | 1階 | コンビニエンスストア |
| | 1階 | とんかつ屋 |
| | 1階 | 金融機関（ATM） |
| | 2階 | 弁当屋 |
| | 2階 | 不動産相談等 |
| | 3階 | 歯科医院 |
| | 6階 | 食堂 |
| | 6階 | 仕出し弁当屋 |
| | 18階 | 金融機関（ATM） |
| | 48階 | レストラン |

③ 大阪府としての閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、12月29日から翌年1月3日とし、開庁日は閉庁日以外の日とします。

6 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府と協議しなければならないものとします。